

＜対策のポイント＞

次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

**就農準備資金**

就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付

交付対象者：就農予定時に49歳以下の者

交付額：12.5万円/月（150万円/年）注1 を最長2年間

交付主体：・市町村

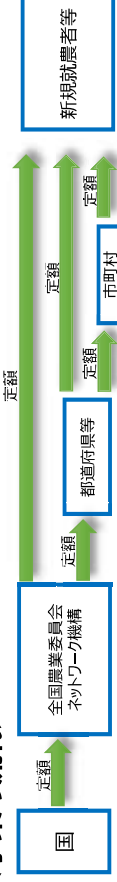
- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

＜主な交付要件＞

- 1 独立・自営就農※1、雇用就農又は親元就農※2を旨すること
  - ※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
  - ※2 就農後5年以内に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 2 都道府県等が認めた研修機関等注2で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

- ① 適切な研修を行っていない場合は、交付停止となります。
- ② 以下の場合は返還となります。
  - ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
  - ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

＜事業の流れ＞



**経営開始資金**

次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付

交付対象者：独立・自営就農時に49歳以下の者

交付額：12.5万円/月（150万円/年）注1 を最長3年間

交付主体：市町村

※市町村は、サポート体制を整備し、サポート計画を策定

＜主な交付要件＞

- 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- 2 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- 3 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入など）を負っていると市町村長に認められること
- 4 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

- ① 以下の場合は、交付停止となります。
  - ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
  - ・適切な経営を行っていない場合 等
- ② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

注1：支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制  
 注2：就農に関するポータルサイト（農業をばじめる.jp）に研修計画等を登録していること